深川市住宅助成制度のご案内

令和７年度まちなか居住推進助成事業について

予算がなくなり次第
受付終了！
（先着順）

○住宅省エネ改修助成

・ゼロカーボン化に寄与する省エネ改修工事を対象にした助成制度を継続（省エネ基準クリアで住宅リフォームより優遇）

○住宅持家促進助成

・移住世帯・子育て世帯の場合は助成金が加算されます
・住宅金融支援機構との連携により特例金利の適応を受けることができます
・北方型住宅 ZERO を新築した場合、助成金が加算されます

○すべての助成制度

・過去に住宅助成制度を利用した方も対象です
※助成制度を利用できるのは原則として、年度毎に１回です
（併用可能な助成制度もあります）

○物価高騰対策住宅リフォーム助成

・物価高騰による住宅資材などの価格上昇に対する支援を推進し、地域の活性化に寄与する活力ある住宅・住環境づくりを促進するため実施します

受付開始

4月7日（月）～

～移住希望者も対象となりますので、お気軽にご相談ください～
（例：中古住宅を取得された方で「リフォーム工事」完了後、引越しを考えられているなど）

ぜひご活用ください。

建築住宅課　建築係

【まちなか居住推進エリア】

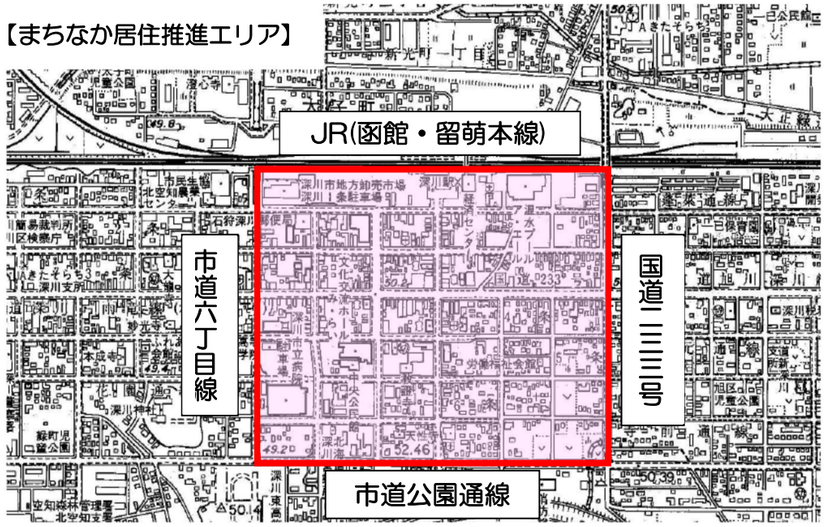

：まちなか居住推進エリア

≪まちなか居住推進エリア≫
１条６番から１条１１番まで
２条６番から２条１１番まで
３条６番から３条１１番まで
４条６番から４条１１番まで
５条６番から５条１１番まで
６条６番から６条１１番まで
７条６番から７条１１番まで

住宅助成金の
申請から支払いまでの流れ

工事(①～⑥)の場合
申請書の提出
⇩
交付決定書の交付
⇩
工事着工
(工事着手届の提出)
⇩
工事完了
(完成届・請求書の提出)
⇩
額の確定通知書の交付
⇩
助成金の支払い

工事以外(⑦、⑧)の場合
住宅、土地の購入
⇩
申請書・請求書の提出
⇩
交付決定書の交付
⇩
助成金の支払い

※赤字：申請者
黒字：深川市

○市のホームページにて申請様式、取扱などを掲載しています。
○工事内容によって助成対象とならないものもありますので、事前にご相談ください。

≪申請・問合せ先≫
建築住宅課　建築係

TEL：0164-26-2323
Mail：kenchiku@city.fukagawa.lg.jp
HP：http://www.city.fukagawa.lg.jp/

から「住宅助成制度」と検索してください。

深川市では地域の活性化に寄与する活力ある住宅・環境づくりを促進するため、８つの助成制度を実施します。

助成制度

① 物価高騰対策住宅リフォーム助成
② 住宅省エネ改修助成
③ 住宅持家促進助成
④ 住宅バリアフリー改修助成
⑤ 住宅耐震改修促進助成
⑥ 老朽空き家解体助成
⑦ 中古住宅等取得助成
⑧ まちなか空き地活用促進助成

●申込受付開始日　２０２５年　４月　７日（月）から

●申　込　期　限　２０２５年　９月３０日（火）まで：①～⑥
　　２０２６年　１月３０日（金）まで：⑦、⑧

●工　事　期　限　２０２５年１２月２６日（金）まで：①
　　２０２６年　１月３０日（金）まで：②～⑧完成する住宅、若しくは取得する住宅

申込時必要書類

- 申請書
- 住民票（世帯全員分・続柄記載）
- ①～④工事請負契約書の写し、工事内訳書、設計図書
- ②北方型住宅 2020 又はフラット 35Ｓ技術基準を満たす住宅であることを確認できる証明書及び図書
- ①③④改修前・改修後の図面
- ④耐震診断結果等
- ⑤既存図面
- ①～⑤施工者の建設業登録（建設業許可通知書）、法人登録（履歴事項全部証明書等）の写し
- ⑥登記事項証明書及び売買契約書、検査済証の写し
- 委任状（代理人が手続きを行う場合）
- 承諾書（①③④賃借人が手続きを行う場合）
- ⑥⑦売買契約書の写し、仲介業者の宅地建物取引業の免許証の写し　など

！※工事着手前にお申込みください。

制度名	① リフォーム	② 省エネ	③ 持家	④ バリアフリー	⑤ 耐震	⑥ 解体	⑦ 中古住宅	⑧ まちなか空き地
制度目的	住宅（店舗等併用住宅含む）のリフォーム工事をする方に費用の一部を助成します	住宅（店舗等併用住宅含む）の省エネにつながる改修工事をする方に費用の一部を助成します	住宅（店舗等併用住宅含む）を新築する方に費用の一部を助成します	住宅（店舗併用住宅含む）のバリアフリー改修工事をする方に費用の一部を助成します	木造住宅（店舗併用住宅含む）の耐震改修工事をする方に費用の一部を助成します	老朽空き家等（共同住宅、店舗等併用住宅含む）の解体費用の一部を助成します	中古住宅（店舗等併用住宅含む）及びその宅地を取得した方に費用の一部を助成します	まちなか居住推進エリア内で空き地の購入者が新築したとき、購入者・売却者それぞれの方に売買に係る費用の一部を助成します
助成戸数	概ね 120 件	概ね 20 件	概ね 10 件	概ね２件	概ね１件	概ね 20 件	概ね５件	概ね１件
助成内容	❶助成額 20 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/5 を限度 ❷まちなか居住推進エリア内助成額　30 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/3 を限度 ・介護保険及び障がい者給付事業併用時は支給対象工事費（～20 万円）を超える住宅改修に適用	❶助成額 30 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/3 を限度	❶助成額　市外業者で建設する場合　30 万円以内 市内業者で建設する場合 100 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 5/100 を限度 ❷まちなか居住推進エリア内に建設する場合❶に 100 万円を加算 ❸子育て世帯（高校生以下（出産予定を含む）などの子を扶養する世帯）に該当する場合❶に子ども１人あたり 20 万円を加算 ❹移住世帯（市外に１年以上継続して居住し市内に移住しようとする世帯または転入して２年以内でその前に市外で１年以上継続して居住していた世帯）に該当する場合❶に 10 万円を加算 ❺北方型住宅 ZERO の場合❶に 100 万円を加算	❶助成額　20 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/5 を限度 ❷まちなか居住推進エリア内助成額　30 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/3 を限度 ・介護保険及び障がい者給付事業併用時は支給対象工事費（～20 万円）を超える住宅改修に適用	❶耐震改修工事助成額 40 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/3 を限度 ❷耐震改修設計助成額 10 万円以内 ※対象設計費の（消費税を除く）2/3 を限度	❶助成額　20 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/5 を限度 ❷まちなか居住推進エリア内助成額　30 万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の 1/3 を限度	❶助成額　30 万円以内 ※売買契約額（消費税を除く）の 1/10 を限度 ❷まちなか居住推進エリア内助成額　80 万円以内 ※売買契約額（消費税を除く）の 1/10 を限度 ❸移住世帯（市外に１年以上継続して居住し市内に移住しようとする世帯または転入して２年以内でその前に市外で１年以上継続して居住していた世帯）に該当する場合❶または❷に１０万円を加算 ❹子育て世帯（高校生以下（出産予定を含む）などの子を扶養する場合）に該当する場合❶または❷に子ども１人あたり 20 万円を加算 （租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く）	❶助成額 購入者：50 万円以内 ※土地契約金額の 1/5 を限度 売却者：10 万円以内 ※土地契約金額の 1/20 を限度 （租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く） ※助成対象は、空き地所在地がまちなか居住推進エリア内の場合に限ります。
助成要件	・住宅の屋根、壁面又は同一敷地内に設置する太陽光発電設備、ホームエレベーター、防犯用監視カメラ等の設置も対象となります ※冷暖房機器・給湯ボイラー等の工事は対象外になります。 ・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者 ・市内に事業所（本社または支店等）のある法人又は市内に住所のある個人事業所で、共に建設業法の許可を受けているもの、または同等のものが施工	・脱炭素化に寄与する一定水準以上へ性能向上する省エネ改修工事が対象 ・例）窓・ドアの断熱改修、高効率給湯器への更新、空気清浄機能付きエアコンの設置、太陽光パネル+蓄電池の設置　等 ・同等性能の設備更新は対象外 ・性能向上がわかる書類の提出が必要	・市民又は深川市に定住する意思のあるもの ・住宅の新築（建売住宅可）で本人が居住する者 ・北方型住宅 2020 又は住宅金融支援機構のフラット 35Ｓ住宅技術基準に適合すること（第三者機関による証明を受けること。認定長期優良住宅・認定低炭素住宅可） ・建設業法の許可を受けているものが施工 ・市内業者とは市内に事業所（本社又は支店等）のある法人 ・北方型住宅 ZERO の場合は、北方型住宅 ZERO であることがわかる書類の提出と、完成後に２日以上の完成住宅見学会の開催が必要。 ・建売住宅も対象（工事着手前の申請が必要）	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者 ・改修工事の種類 手摺の設置、段差解消、引戸への取替、床表面への滑り止め、便所・浴室の改良、階段の勾配の緩和、廊下の拡幅、移動補助機器の設置、その他バリアフリーに係る工事 ・市内に事業所（本社または支店等）のある法人又は市内に住所のある個人事業所で、共に建設業法の許可を受けているもの、または同等のものが施工	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者 ・昭和 56 年５月 31 日以前に着工された住宅で耐震診断の結果耐震性能を有しない住宅	・個人が所有する戸建住宅、共同住宅、併用住宅であること ・昭和 56 年５月 31 日以前に着工された住宅又は不良空き家に認定された木造住宅等 ・家財及び敷地内の別棟の車庫、物置、庭木、門、塀は対象外とする ・まちなか居住推進エリア内については空き地利用意志の確認書の提出。 ・市内に事業所のある法人で解体に必要な許可又は登録を受けているものが施工	・平成 30 年４月１日以降に市内の中古住宅及びその土地を売買により取得し移転登記を行いその中古住宅で直ちに定住した方 ・２親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・宅地建物取引業者の仲介によること ・昭和 56 年６月１日以降に着工された住宅又は耐震診断の結果、耐震性能を有した住宅 ・玄関、便所、台所、浴室、居間があり延べ面積が 70 ㎡以上の住宅 ・中古住宅（土地含む）取得費が 200 万円以上であること ・住民票異動後 2 年以内の助成制度実施期間中に申請すること	・平成 30 年４月１日以降に法人または個人が土地を売買し、その後購入者が２年以内に住宅、共同住宅、併用住宅のいずれを新築した場合（新築住宅等完成後） ・宅地建物取引業者の仲介によること ・２親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・土地購入者本人が居住すること（共同住宅除く） ・住民票異動後１年以内の助成制度実施期間中に申請すること（共同住宅は建設し登記後） 〇購入者の条件…165 ㎡（50 坪）以上の土地を購入した方 〇売却者の条件…自己所有であること
年度内併用可能制度	⑤耐震⑦中古住宅	⑤耐震⑦中古住宅	⑥解体⑧まちなか空き地	⑤耐震⑦中古住宅	①リフォーム②省エネ④バリアフリー⑦中古住宅	③持家⑧まちなか空き地	①リフォーム②省エネ④バリアフリー⑤耐震	③持家（購入者） ⑥解体（売却者）
	過去に助成制度を利用されている方も対象となります。							

〇 助成制度を利用できるのは原則として年度毎に１世帯で１回限りです。
⇒　併用可能制度もありますので上記の表で確認してください。

〇 対象世帯全員に市税の滞納がないこと。
〇 住民票の交付において、同じ建物にお住まいでも世帯を分けている場合は委任状が必要になります。

〇 店舗等併用住宅は住宅部分のみ対象。
〇 ①～⑥は対象工事費（消費税を除く）が 30 万円以上であること。

〇 対象工事が他に国・北海道、市からの補助金を受ける場合は対象外となります。
（長期優良住宅関連助成、深川市企業支援・店舗改装等助成　など）。